

第 8 期 柏市 高齢者いきいきプラン 2 1 の方向性について

1 柏市 高齢者いきいきプラン 2 1 について

老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第 117 条に基づいた「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

理念は、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち 柏」としています。

2 第 8 期プランの計画期間について

第 8 期の計画期間は令和 3 年（2021 年）度～令和 5 年（2023 年）度です。そのため、今年度計画策定を行います。

3 第 8 期プラン策定に向けた調査について

令和元年度に、下記の調査を実施しました。

- (1) 特別養護老人ホーム待機者調査
- (2) ケアマネジャー調査
- (3) 在宅介護実態調査
- (4) 介護保険サービス従事者調査
- (5) 健康とくらしの調査

4 第 8 期プラン策定に向けた検討について

令和元年 10 月 17 日に行われた高齢者健康福祉専門分科会において、柏市の現状及び将来推計、20 地域のコミュニティエリアごとの現状及び将来推計、エビデンスに基づいた P D C A を推進するための各種ツールを提示し、第 8 期プランの策定にあたっての 6 つのポイントについて御審議いただきました。

- ① 健康寿命を延伸する計画
- ② 介護度が重度でも望む暮らしを選択できる計画

- ③ 地域ごとの特色を踏まえた計画
- ④ 認知症でも安心して暮らせる計画
- ⑤ 現役世代が自分事として2040年を捉える計画
- ⑥ 2040年を見据えて一貫した進捗管理を行う計画

5 第8期柏市高齢者いきいきプラン21の方向性について（資料2-2）

第8期プランにおいては、地域包括ケアシステムの強化推進を、上記の6つのポイントを踏まえて、進めていくこととしています。

プランに位置付ける目標の達成状況と、高齢者の幸福度を定期的に確認していくことで、プランの理念である、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち 柏」の達成を目指します（別紙1参照）。

具体的には、高齢者を三つの状態像に分類し、メリハリをつけて事業を展開していきます。また、状態像ごとの目標を設定し、目標の達成に資する指標を確認しながら進めまてまいります。

元気な高齢者に対しては、健康づくりへの取組などを通じた健康寿命の延伸を目標とします（別紙2参照）。

虚弱な高齢者に対しては、自立支援・重度化防止などを通して、助けが必要でも安心して暮らせることを目標とします（別紙3参照）。

介護が必要な高齢者に対しては、質の高いケアマネジメント（給付適正化）などを通して、介護度が重度であっても望む暮らしを選択できることを目標とします（別紙4参照）。

また、超高齢社会の下支えとして、どのような状態のかたでも、一人ひとりの意思が尊重され自立して暮らせるまちづくりを進めます（別紙5参照）。

詳しくは、資料2-2をご覧ください。